

令和7年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和7年12月16日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和7年12月16日 10時00分

1. 閉 議 令和7年12月16日 11時59分

1. 延 会 令和7年12月16日 11時59分

1. 議員定数 12名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 10名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	
11番	長 野 莊 一	12番	

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 中 尾 隆 邦 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総務課長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	森 本 真 司
民生課長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	柴 田 浩 司

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	清水	寿重	上下水道課長	山口	和哉
地域防災課長	木村	晋	消防長	楠川	雄平
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	小川	将克

1. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第87号 | 専決処分の承認について |
| 日程第2 | 議案第88号 | 専決処分の承認について |
| 日程第3 | 議案第89号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第90号 | 赤坂会館の指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第91号 | 富田会館の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第92号 | 平会館の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第93号 | 芦長集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第94号 | 庄川会館の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第95号 | 内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第96号 | 羽衣会館の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第97号 | 保呂集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第98号 | 市江区民会館の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第99号 | 久木集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第100号 | 大集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第101号 | 滝区民会館の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第102号 | 白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第103号 | 白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第104号 | 白浜町立美術館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第105号 | 白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第106号 | 海来館の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第107号 | 白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第108号 | 白浜町宮向平キャンプ村の指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第109号 | 白浜町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第110号 | 白浜町小公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第111号 | 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第112号 | 白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第113号 | 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定につ |

		いて
日程第 28	議案第 114 号	令和 7 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について
日程第 29	議案第 115 号	令和 7 年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について
日程第 30	議案第 116 号	令和 7 年度白浜町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について
日程第 31	議案第 117 号	令和 7 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について
追加日程第 33	議案第 118 号	白浜町 (日置川地域) 過疎地域持続的発展計画の策定に ついて
追加日程第 34	議案第 119 号	令和 7 年度白浜町一般会計補正予算 (第 6 号) 議定につ いて
日程第 32	報告第 10 号	第 57 期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 31、追加日程第 33、追加日程第 34

1. 会議の経過

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名です。地方自治法第 113 条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和 7 年第 4 回定例会 4 日目を開会します。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 中尾君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日、延会後に総務文教厚生常任委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

開議に先立ちまして、税務課長より発言の許可を求められていますので、これを許可いたします。

番外 税務課長 森本君 (登壇)

○番外(税務課長)

おはようございます。

議案に一部誤りがありましたので、お手元の正誤表のとおり訂正させていただきます。

議案書74ページをお願いいたします。議案第109号 白浜町税条例の一部を改正する条例の改正条文の中ほどにございます、附則（施行期日）1「この条例は、令和8年1月1日から施行する。」の年数が誤りで、正しくは「令和9年1月1日から施行する。」です。

また、議案書76ページの参考資料、一部改正の要旨の中ほどにございます、3. 施行期日「令和8年1月1日から施行する。」のこちらも年数が誤りで、正しくは「令和9年1月1日から施行する。」です。

お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議 長

ただいま当局から説明がございましたが、議案書データにつきましても、後ほど差し替えさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、議会に上程する議案については、十分精査してから提出するようお願いいたします。これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第87号 専決処分の承認について

○議 長

日程第1 議案第87号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

2番 松田君

○2 番

ごみの収集作業に使用するパッカー車について、後退時の事故防止や作業員、歩行者の安全確保の観点からバックモニターの設置は極めて重要であると考えております。現在、本町で使用しているパッカー車のバックモニターの設置状況はどうなっているのか。また、今後の安全対策としての導入方針について伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

議員ご質問のバックモニターにつきましては、当該車両に搭載してございます。当日はバックモニターに特に集中しすぎたといいますか、バックモニターの死角になっておりまして、バックモニターにはこの電柱が映っていないという状況です。改めて清掃センター等に確認したんですが、最近の車にありますような何か障害物に接近すると音が鳴るようなセンサー、そうしたものは、最新といいますか一番新しい塵芥処理車にも搭載されてございませんので、現在新しく購入する際には、例えば近くに障害物が接近すると音が鳴るようなセンサー搭載のものがいいのかどうかも調べて、十分職員が後方を確認するのが当然なんですけど、そうした新しい技術でもっと安全にできるようなことに取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

安全対策として、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第87号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第88号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第88号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 議案第89号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第3 議案第89号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第89号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第90号 赤坂会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第4 議案第90号 赤坂会館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第90号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第91号 富田会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第5 議案第91号 富田会館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第91号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第92号 平会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第6 議案第92号 平会館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第92号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第93号 芦長集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第7 議案第93号 芦長集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第93号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第94号 庄川会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第8 議案第94号 庄川会館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第94号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第95号 内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第9 議案第95号 内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第95号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第96号 羽衣会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第10 議案第96号 羽衣会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第96号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第97号 保呂集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第11 議案第97号 保呂集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第98号 市江區民会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第12 議案第98号 市江區民会館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第98号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第99号 久木集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第13 議案第99号 久木集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第99号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第100号 大集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第14 議案第100号 大集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第100号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第101号 滝区民会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第15 議案第101号 滝区民会館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第101号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第102号 白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定について

○議 長

日程第16 議案第102号 白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第102号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第103号 白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について

○議 長

日程第17 議案第103号 白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 正木君

○6 番

異議はないんですけども、ここの入所者の定数並びに欠員出ているんですか。もう、満床ですか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外(民生課長)

入所施設のほうなんですけれども、部屋数は20ありまして、現在は7室が入っているような状況で、今、それと別に相談されている方が1件あります。現状、以上のような状況になっております。

○議 長

6番 正木君

○6 番

一応、社会福祉協議会が指定管理者になっていると思うんですけども、希望者というんですか、そこらの基準というんですか、なかなか厳しい部分があるのではないですか。そうでもない。申込み、エントリーする方々の部分で、ある程度幅広く持っているような状態なんですか。どんなですか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外(民生課長)

基準につきましては、65歳以上の方で、基本的には独り暮らしの方で日常生活にも不安を感じるような方が対象になります。申込みのほうなんですけれども、基本的には民生課のほうでいろいろな相談を受けるんですけども、その中でまず介護保険施設とかそういったところに入るには早い方とか、相談を受けている中にはありますので、そうした方については夢の里とかそういった形を紹介させていただくということもございますし、直接、夢の里のほうへご相談に来られる方もいます。ただ、公に公募しているというようなことはなくて、皆さん自分のお家で最後まで過ごしたいという思いは強いと思いますので、相談があったときにこの人だったら夢の里のほうがいいんじゃないかという方がございましたら、積極的に紹介はさせていただいております。

○議 長

○6 番

各地に難問というんですか、独居老人のそういう不測の事態が結構ありまして、身請けする部分の後見人というんですか、そういう人たちの新たなビジネスの受け皿という部分がまた近年出来上がっている状態です。各自治体によってね。そういう部分で、やはり費用負担というんですか、そういう部分、備える部分があると思うんですけれども、できるものなら若干、入所というんですか、そういう受けていただけたら、町民も安心すると思うんでそこらも含めて配慮願えるのであれば、どうぞ一つ小川課長も含めて、社会福祉協議会、町民にサービスしてあげてください。よろしく頼んでおきます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

ただいま、独居老人ということで、独り暮らしの方で非常に日常生活も厳しくなっている方というのは、町内でも結構増えてきております。町のほうでもそういった方については、老人施設も含めて、成年後見とかの対応も、包括支援センター、それから社会福祉協議会のほうでもさせてもらっていきまして、そこは柔軟にそれぞれの方に合った施設をご紹介、それから入居、入所していただいているような状況ですので、併せて夢の里に合う方がまた今後相談に来られた場合は、柔軟に町のほうでも対応させていただきます。

○議 長

ほか、ございますか。

○議 長

7番 辻君

○7 番

関連して、デイサービスについてはどのぐらいの人が利用されているのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

夢の里のほうでデイサービスのほうもしておるんですけれども、具体的な1日当たりの利用者の数が今手元にないんですけれども、日置川地域のほうは基本的に受けている施設というのは社会福祉協議会とか、基本中心になっておりますので、たしか水曜日がお休みの日で月曜日から土曜日まで受けているような状況になっております。すみません、手元にございませので。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第103号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第18 議案第104号 白浜町立美術館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第18 議案第104号 白浜町立美術館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 正木君

○6 番

先般の一般質問も含めて町長の観光協会の在り方、阪田公園のゾーンの在り方、全く同感でございます。今回の指定管理者、いきなり「どけ」というのも失礼千万と思うんですけども、案件については同意しますけれども、やはりこれからの在り方というんですか、そういう施設あちらこちらにある部分を集積した中で、もっと人が寄ってくるようなそういう先般の町長のお話を聞き及んで、なるほどなど。私たちそこまで気がつきませんでした。それ時代に合ったそういう、今まさに伊勢市鳥羽市にあった秘宝館のような、そういう部分が観光地であれば理解あるんですけども、今の時代では全く。今回指定管理者として同意しますけれども、また先々の都市計画審議会も含めてどうぞひとつ皆さんの英知を結集して再考していただければなと思います。

○議 長

3番 小森君

○3 番

正木議員、どうもありがとうございました。私、何点か質疑させていただきたいと思えます。前は、令和3年4月1日から今年度の最後、令和8年3月31日で計5年間の契約更新になっていたんですけども、次回から更新においては2年に短縮されていると。その短縮されている意図というか、根拠というのはなんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外(観光課長)

ご質問いただきました。先日も一般質問をいただきまして、少しお答えをしているんですけども、建物自体が約60年余り経過するという中で、近い将来抜本的な建物としても対

応が必要になってくるだろうというふうに考えてございます。また、先ほどからもあったように現在のお客様の状況であるとかを考えたときに、抜本的に施設をどうしていくのか議論をする時間が必要であると。例えば一般質問のところでもあったように隣接をして歓喜神社がある。そちらについては南紀白浜観光協会さんの管理となっておりますので、例えば今回の指定管理の終了とともに早急に結論を出すというのは難しい部分もあります。ただ、時間を区切って双方が同じ時間軸で協議を重ねないと結果が生まれないと考えてございましたので、今回についてはその協議を行う期間として、2年間の指定管理という形で上程をさせてもらっています。

○議 長

3番 小森君

○3 番

2年間に短縮することで、当局と南紀白浜観光協会が今後の在り方について深めていくと、それは十分分かりました。一般質問でも言いましたけれども、この施設というのはかなり老朽化と申しますか、耐用年数が超過している施設の一つであると思うんですね。ここの参考資料のところにも例えば小規模修繕、改修でしたら、10万円未満でしたら当法人と申しますか、南紀白浜観光協会が責任を持って行うということでもありますけれども、一方でやはり大規模修繕について、10万円以上であれば白浜町がその修繕に向けて責任を負うという決まり事があります。60年近くたっておりますので恐らく間で何度かそういうことがあったかと思うんですけれども、これまで10万円以上の大規模修繕について、町がどれだけ関わり取り組んできたかお答えいただけますか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

何分、築年数がたっておりますが、過去10年につきましてデータが残っておりますのでお答えさせていただきます。平成27年には屋上の雨漏れが発生しましたので、こちらのほうを修繕させていただいております。同じく平成27年には外周のフェンスに破損がございましたので、復旧工事を同じくさせていただいております。平成31年度には下水道への接続工事、実施してございます。また、令和3年には展示室内の空調設備に不具合が生じたので、更新をさせていただいております。直近、令和5年におきましては、美術館の敷地内の雑木がかなり繁茂してございまして、建物に影響があるということでそちらの伐採をしてございます。大きなものとしましては、以上のような点がございます。

○議 長

3番 小森君

○3 番

この10年間をみても、何度か修繕されてきたということでもありますけれども、以前同僚議員からも一般質問等々でありましたけれど、やはりこれ以外にもかなり必要を感じるころがまだあったと思うんです。例えばトイレの改修にしましても、やはりあそこは裏がどうしても山になっておりますので、屋上部分とかが平面の部分が多いので毎年毎年枯葉とか枝木とかが大量に集まって排水溝等々も詰まることもあります。そう考えましたら、やはり取り組んでくださったことには感謝いたしますけれども、ただでさえ施設が耐用年数を超過し

ておりますので、こういうことというのは、今後も当然その更新を境に、検討していくというのが重要ではないかと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

ご指摘のとおり、予見できるようなものについては、できる限り担当課としましても指定管理者と相談しながら、対応しているところがございますけれども、そのような点も含めて今回やはり抜本的な対応が必要であるだろうという形で、今回の2年間の指定管理期間に一定の結論を出すという形で考えてございます。

○議 長

3番 小森君

○3 番

最後の質問にしますけれども、先ほど正木議員からもおっしゃっていたようにやはり今後どういう美術館としての在り方というか、構想ですよ、これ非常に重要になってくると思います。先ほども説明ありましたように、併設する歓喜神社は、当局と少し関わりがないのですけれども、やはり昭和44年に町から当時の南紀白浜観光協会に委託されたときから、この二つの施設を今後の観光客の誘致事業としてこの五十数年間取り組んできたわけですよ。町長がおっしゃったようにそこに飾られているもの等々は、今後も十分に検討していくことですが、やはり長年多くの方々によって親しまれてきた美術館であり、また周辺の施設でありますので、ある意味、今後のことを考えますと今が本当にそういう考え直すというか、今後どういう在り方として進めていくのかというのが一つの大きな岐路というかチャンスであると思うので、そこら辺も含めて、美術館として、また周辺の施設として、今後、本当に観光客の誘致事業としてなお一層継続性や広がりを見せるのであれば、そういうことも踏まえて対応というか、対策を練っていただきたいと願っております。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

先ほども正木議員からもいろいろと貴重なご意見もいただきました。先般、質問にもお答えさせていただいたとおりであります。今小森議員からも同じようなご質問の中で、基本的な方向をもう一度申し上げたいと思うんですけれども、やはり美術ということに関しては個人のいろんな趣というのがあると思います。私はあの場所、あの建物という中で本当にあそこで見ていただくということに関しては、おのずと私は限界というものが感じられるんじゃないかという思いがあります。その中で先般も正木議員のところでお答えをしましたように、これからあの阪田の公園というものをどういうふうにな一般的に俯瞰した中で整備をしていくのか、実は今、台湾のほうからあの阪田の球場で子供野球の大会をさせてもらえないかという提案が来ております。ただ、阪田球場にしても今91メートル、両方、ライト・レフトウイングあるわけですが、あのネットの場合は、今のネットではなかなか子供野球でも力がどんどん出てきて、やはりあとネットの整備、芝生、今どことも大体芝生を常設したような球場が子供たちでも多いということで、幾つか実はこの前から課題を我々も今考えさせられております。宿題を与えていただいております。

ですから、そういうことを総合的に考えたときに、これからやっぱり全てをこの美術館を、体育館を、球場をとということの中で、満遍なくなかなか観光客も含めて来ていただけるということではない中で、いかに全般的に、先般もお答えしましたように来年育樹祭の中で秋篠宮皇嗣同妃両殿下が来られる中で、やはりもう一度我々は築年数も含めた中で考えていく時期ではないかなと思います。2年という期限をなぜ切ったのかということもありましたけれども、私はやっぱり2年というこの長さに我々自身がその期間に頼らず、1年でも早く結論を出して、いずれ議会の皆さんにまたそのことは方向性を出させていただきたいなと思っておりますので、どうか全般的にどうしたらいいかということをお我々もしっかり考えている途中でありますから、また議員の皆さんにも、また小森議員にも今後とも、本当に前向きな、今の質問も前向きなんです。よりちょっと建設的なご意見をいただけたら、一緒に考えていただけたらありがたいなと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第104号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第19 議案第105号 白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について

○議 長

日程第19 議案第105号 白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第105号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

(20) 日程第20 議案第106号 海来館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第20 議案第106号 海来館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

3番 小森君

○3 番

まず初めに、本当にこのたび令和8年4月1日より新たな更新内容に変更していただき感謝いたします。といいますのも、今年度の令和8年の3月31日までは納付額として月額5万5,000円でありましたけれども、4月1日からは3万円にさせていただきました。先般の議案提案説明のところで農林水産課長からその旨について説明いただきました。また、経費の負担のところにいたしましても、従来でもかなり緩和していただきまして、できるだけ指定管理を受け持った日置川町商工会の経費の負担があまり広がらないように緩和といいますか、考慮していただきまして併せて感謝いたします。ご存じのように、この海来館もそうですし、また指定管理していただいている商工会のほうもそうですけれども、なかなか通常の運営が今難しい状況にあります。恐らく今回で4月以降、この5年間の指定管理契約を更新していただきましても、もしかして途中で、難しい状況も多々あるかもしれませんけれども、しかし、先日快晴のときに、あの前にある町営のテニスコートなんかには多くの方々が来て、またその誘客というか、テニスを楽しんでくださった方々も多く海来館を利用してくださいました。本当に旧日置川町にとりましては、一角といいますか、スペースというのは本当にたくさんの方々が触れ合うような場所ですので、今後もぜひとも海来館がいい形で運用ができるようなところで、今後当局のサポートも十分にいただければと願っておりますけれども、そこら辺のところお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外 (農林水産課長)

今回、やはり指定管理を更新していく中で、日置川町の商工会の方々ともかなり意見を交換しました。それで、まず、平成28年から日置川町商工会にお願いしているんですが、い

ろいろな情報をいただく中でここまでひどい状態にはなっていないかなと思っていたのですが、いろんなものが出てまいりまして、当初我々のほうに積立てみたいなものがあるということでおっしゃっていたものが、実際蓋を開けたら何かの費用の計上ミスというか認識違いで、実際はそういったものもなく、毎年幾らかのマイナスが積み重なって、かなりの金額になっていったというのが今回の現状です。このままでは恐らく海来館のほうも苦しい状態が続くんですが、ただまあ、日置川町商工会のほうでもかなりの経費の節減もしていただいています。実際、今年度そういったことで経費のほうも落としてきていますので、そういったことの中でどうにかやっていけるのではないだろうかということで、今回も後ほど議案の中でも一つ商工会さんの備品の部分で補助金を出したりとか、あと当初予算の中でも幾つかの部分で町当局の中でも改修できないかとかその辺の議論をしてございます。今後ともやはり日置川町商工会さんとその辺りも十分協議しながらどうにか運営していけるように努めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議 長

ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第106号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

(21) 日程第21 議案第107号 白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第21 議案第107号 白浜町日置青年会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第107号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

(22) 日程第22 議案第108号 白浜町宮向平キャンプ村の指定管理者の指定について

○議 長

日程第22 議案第108号 白浜町宮向平キャンプ村の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 正木君

○6 番

管理者は南紀州交流公社ですか。体験留学とか、修学旅行とかいろんな部分で大変地域に貢献されている団体でございますけれども、私も二十数年議員している中でお迎えに行ったこともあります。学生を、キャンプ村で。その時に若干耳にしたのが、あの広大な土地の中で、一部民有地というかな、個人資産というかな、そこらが狭隘しているというような状態を聞いた記憶があるんですけども、今のところそのキャンプ村が全体としてはどういう地籍になっているんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外(日置川事務所長)

キャンプ場の敷地のことについてのご質問をいただきました。まず、あのキャンプ場のあ
る管理棟、またトイレ、管理区画、その辺につきましては個人であったり法人団体から借地
しておりまして、その配合地である山等々も含めて民有地になってくるんですけども、一
部町有地も含まれているというような状況でございます。以上です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

くどいようですが、その民有地というんですか、個人地、そこは一応借地料とい
うんですか、そういう部分で精算しているんか。もう、無料提供していただいているんか。
そこら辺、いかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

借地しております部分につきましては、年額、64万6,000円、これは、一個人、一法人、二団体にお支払いのほうをしております。以上です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

もう、結構でございます。

○議 長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第108号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

（23）日程第23 議案第109号 白浜町税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第23 議案第109号 白浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。冒頭、訂正のあった部分の把握をよろしくお願いいたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第109号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

(24) 日程第24 議案第110号 白浜町小公園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第24 議案第110号 白浜町小公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 正木君

○6 番

これ大体改正前と現行については、測量したと思うんですけども、さほど変更はないという記載しているんですけども、馬目谷小公園が若干100平方メートルあまり増えているんですかな。これ記憶によると瀬戸のあの馬目谷小公園というんですか。漁協まわって、円月島ぐるっとまわって見えてくるところの湾が馬目谷小公園と思うんですけども、そこの緑地というんですか、大きな石を車が入らんように置いているような、あそこが恐らく測量して増えたのかなという素人感覚ですけども、そこら辺り観光課長どんなですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外(観光課長)

場所につきましては、おっしゃるとおりですけども、基本的には現況については変更がなく、地籍上の誤差というか、今回の地籍によって正式な面積になったということでございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

それと、奥まったところに本来考えられなかった建物と構造物、ブロック塀が、一時どんななどと、こういうように聞いた記憶がございます。そこらも含めて枯木灘、ああいう風致地区というんですか。ああいうところの中で、あれ、いけるのかなとこういうような難問があちらこちらから耳に飛んできました。そこらも含めて、あれはきちっとした建屋というんですか。建築、構造物かなと、そこらいかがですか。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外(観光課長)

確かに以前、そのような形で、私も建設課にもおりましたのでそういうようなお話も聞いて

たんですけれども、現状きちんとされていると、なっていると認識しております。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第110号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

(25) 日程第25 議案第111号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第25 議案第111号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第111号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

(26) 日程第26 議案第112号 白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第26 議案第112号 白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第112号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

(27) 日程第27 議案第113号 令和7年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定について

○議 長

日程第27 議案第113号 令和7年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

議案書の102ページをお願いします。款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、ふるさと納税についてです。今回1億円の補正プラスアルファということで、合計金額が9億円となっているんですけども、一般的なふるさと納税と企業版があると思うんですけども、現状幾らになっているかちょっと教えてもらえますか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外(総務課長)

ただいま、ふるさと納税の寄附金についてのご質問をいただきました。まず、今11月末

現在というところで申し上げたいと思います。まず、個人版のふるさと納税といたしまして、個人が1,757件*の合計が5億5,064万5,600円となっております。そして、企業版ですけれども、これは物納も含みまして5件ということで、1,821万6,000円という現状となっております。【※P30に訂正発言あり】

○議 長

5番 堅田君

○5 番

両方併せると、約5億6,000万円ぐらいかなとは思いますが。ふるさと納税については大体この年末11月、12月が全体の半分ぐらいを占めてくる。納税価格が増えてくるということだと思えますけれども、昨年が大台の10億円を超えるかなというところでギリギリ超えなかったという経過があったと思えますけれども、今現状5億6,000万円という中で、前年をもしかしたら下回る、横ばいか下回るかなと。ふるさと納税制度が始まってから白浜町はずっと右肩上がりが増えてきている経過があったと思えますけれども、今ちょっと停滞しているのはどういうふうなことだったのか、それとも今後の見込みも含めて今後の予想とか分かりましたら、ちょっと教えてもらえますか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいまのご質問にお答えします。今この11月現在というところにつきましては、昨年度の比較としたら、まだ約1億円ぐらいは高い状態にはなっておるんです。ただその理由としまして、やはりこの10月1日から各サイトのポイント制が廃止になったことで、ちょっと前倒し、本来12月ぐらいにたくさんいただけたものが9月ぐらいに前倒しとかになったことによって、今現状はたくさんいただいているような形にはなっていると思えますけれども、現在の見込みでいいますと昨年度をちょっと下回ってくるのではないかと想定がされてございます。一つの理由といたしまして、これも相手さんもあることなので分からないと思えますけれども、その想定といたしまして、やはり今白浜町で一番人気というのが、梅干しが返礼品で大人気となっているのが事実であって、その部分についてやはり潮被害とか物価高騰によって価格の高騰とかというのがあって、生産が追いつかなかつたりとかという部分について、そこの部分が減ってきているような、しばらくすれば落ち着いてくるかと思えますけれども、ちょっと今年度そういったことから、予想を下回ってくるのではないかとこのふうには思っております。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

これ制度自体がどこでどういうふうに変ってくるか分からないというのは、前々から言われている話だと思います。現状たしか国会なんかでもその返礼品の見方が少し変化、パーセンテージを変化するだとか、結局過度な競争になったり、先ほど課長が言われたようにたしか9月いっぱいポイント、例えば様々な主体、ふるなびなどというところが変わってくる中で、駆け込み需要というのが9月末までであったんかなとは思えます。10億円あったと仮定すると約半分の約4億、まあ5億円、手数料入れると4億数千万円だと思う

んですけれども、依存しすぎるのもよくないですが、ある程度白浜の返礼品のPRなんかも含めて進めていかなければならないと思うんです。ほかの議論されている中でもこれを廃止してくれというような一部声も上がっているようなので、それに柔軟に対応できるように、また依存しないような形に、対応もしなければならぬのじゃないかなと思っているんですけれども、その辺のところは計画的にされているのか最後に一問お答え願えますか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、議員おっしゃいますように、今まで右肩上がりでのいろんな発想が出されて、いろんな返礼品が出てきて、また各サイトを拡大して幅広い方々に見ていただくというところから右肩上がりになっておったんですけれども、ここにきてちょっと足踏みしているのかなという気はいたします。ただその中でも、我々のふるさと納税担当の職員としましても、日々いろんな開発といいますか、それに向けて鋭意努力はさせていただいているところですが、やはりその時その時に当たりもあればクエスチョンかなという時もあり、相手のあることなのでどれがどうやとは言えないんですけれども、日々努力して一つの目標とする10億円というところを目掛けて、鋭意努力したいと思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

ページ数は105ページ。歳出のところ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、今回委託料として、弁護士委託料が160万円ほど計上されていますけれども、何かあったのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、小森議員より、弁護士費用、弁護士委託料の件についてご質問いただきました。これは、固定資産評価にかかって、不服申立てといえますか、固定資産の審査決定の取消請求の事件が発生いたしまして、それに係る弁護士費用となっております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

そうですか、分かりました。ありがとうございました。

もう一つ、116ページ、款10教育費、項6保健体育費、目4日置川給食センター費、同時に6の学校給食費で補正額230万円ほど二つであがっています。児童生徒の増減にも関わるとは思うんですけれども、今回補正するということは、やはり昨今の物価上昇等々がかなり影響しているんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

給食材料費の補正になっている訳なんですけれども、議員おっしゃるように今回10月以

降、米の価格が上がっているという影響でどうしても1食単価が上がってくるというところで補正させていただきました。

○議 長

3番 小森君

○3 番

ありがとうございます。子供たちには、本当に何不自由なく元気な体をつくっていただきたいので、素晴らしい給食を提供していただきたいと。今後どういう形になるか分かりませんが、また次年度の当初予算も近々迫っております。児童並びに生徒の1食当たり単価もやはり少し多目にみた上で新年度は計上することが望ましいと思いますので、今回この補正で、今年度の物価上昇を踏まえてするんですけれども、そういうことも加味してよろしくお願いいたします。

○議 長

9番 水上君

○9 番

110ページです。款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、節10需用費です。補正が593万2,000円、電気料と自動車修善料なんですが、これは補正として電気料などは当初に組み込んだ部分では足りなくてですか。やっぱり処理稼働が増えてきたと、そういうことなんでしょうか。この理由はどんな理由になりますか。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

例年どおりの当初予算、予算要求では上げていくんですけれども、やっぱり財政係のほうでも全体的な予算割で予算判定されてございます。電気料にしましても、自動車修善料にしましても、生活環境課で想定している金額より厳しい予算についておりますので、実際に12月頃になりますと電気料も足りない、修善料も不足するということで、なくてはならない予算でございますので12月で補正をお願いして計上させていただいたということでございます。

○議 長

9番 水上君

○9 番

この需用費が増えるということは、やっぱり今おっしゃられたように当初でそのぐらいの見込みがなかったら稼働していけない。この12月になってやっぱり足りないということを含めまして、今聞きましたから、次年度の予算構成の中でも予算要求するんだと思うんですが、この時期の補正がどうなのかなということで今お聞きしたんです。将来ごみの減量化を目指していたら、こういう稼働が多いということを含めてですけれども、ごみ使用料の代金に跳ね上がってくるのではないかなというようなそんな心配もあるんですけれども、どうですか。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

基本のごみ使用料というかごみ袋代になってくると思うんですけれども、清掃センター

の運転費であったり収集運搬費、そうした部分から考えましても現在のごみ袋で全く賄えない、一般財源で恐らく8割から9割近くはそうした財源を持ち出して運営しておりますので、直結して電気代が上がるからごみ袋代の値上げという辺りの判断には至りませんけれども、やはり町財政の全体的な部分を考えますとそうした議論も将来的には出てくることも考え得ると思っております。ただ電気代、自動車代につきましては、当初で要求額よりは査定で切られていますけれども、これもどこで壊れるかとか、電気代が上がるか下がるかというのは未知数な部分がありまして、私どもも潤沢な予算要求をしておりますので、そこは清掃センターだけではなくて、町全体の財政の需要の中で最終的にはこれだけ必要だということで要求させていただいているということでございます。

○議 長

先ほどの5番 堅田議員に対する当局の答弁の中で数字が少し間違っていたみたいです。当局から訂正の申出がございましたので、堅田議員、すみませんが、今一度お聞き入れお願いいたします。

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

先ほどの堅田議員の個人版ふるさと納税のところ、私、11月末現在の人数で1,757件と言ってしまうんですけれども、全体額のものでいきますので全体人数ということで訂正をお願いします。

寄附者数が25,422名の方からいただいております。金額は先ほど申しました、5億5,064万5,600円ということで間違いございませんのでよろしく申し上げます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

103ページ、款21諸収入、項5雑入で、消防団員の退職報償金ですか、これ100万円計上されていると思うんですけれども、今白浜町も含めて全国的に消防団員の減少というんですか、なかなか手が足りないというような現況の中で退職金100万円計上されていると思うんです。この中の数値というんですか、何名の部分を充てているのか、年数によると思うんですけれども、そこらいかがですか。

○議 長

番外 消防長 楠川君

○番 外（消防長）

今、正木議員からご質問いただいたんですけれども、消防団員の退職報償金につきましては、毎年何名辞められるかというのが予測できないのと、階級や勤続年数で金額が変わってくるので、毎年、師団長1名、分団長2名、部長3名、団員10名程度の退職される方を予測して予算を計上しております。ただ今年度につきましては、まだ年度末に向けて3名辞められるという方が出てきておりますので、3名の退団を想定して100万円程度計上するものです。階級と勤続年数で少し3名とも金額が違います。

○議 長

6番 正木君

○6 番

消防長、階級によって報償金が違うと。どこの社会でもそうだと思いますけれども、平均したら各日置川地域の奥まで入れたら16ぐらいあるんですか、分団。その中で定足数に達しているところは何分団あるんですか。それか、もう大半が減員されているんですか。そこらのバランスはどんなんですか。

○議 長

番外 消防長 楠川君

○番 外（消防長）

ただいまの正木議員の質問ですけれども、白浜町には16の分団があります。各分団の定足数ですけれども、全体で定員が今350名に対して現団員が312名であります。各分団の人数なんですけれども、いろいろ各地区によってやはり開きがあります。日置川地区14分団、15分団、16分団に関しては、やはり少し団員数が足りてないような状況ですけれども、白浜地区に関してはある程度、分団は機能別分団員を含めて不足は少ないような状況です。

○議 長

6番 正木君

○6 番

十数年前ぐらいですか、私の記憶の中で日置川地域のほうで女性団員を創設されたような記憶しているんですけれども、その後女性消防団員というんですか、そこらの現員は活動されているんですか。それかもう皆さん、家事とか仕事とかいろいろな部分で女性に大変負担がかかると思うんですけれども、そこらの現況はどんなんですか。

○議 長

番外 消防長 楠川君

○番 外（消防長）

現在、日置14分団、15分団、16分団で14名の女性の方がおられます。白浜地区でも3名おられます。火災にも出動していただいておりますし、後方支援という形で活動もしていただいております。

○議 長

6番 正木君

○6 番

分かりました。浅学で申し訳ございませんでした。

○議 長

1番 廣畑君

○1 番

113ページの住宅費、170万円の追加修善料というふうになっていますが、どこの住宅でどういった修善をされるのかということについて教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

住宅管理費の住宅修善料ですが、これについては今のところどこというのは決まっております。募集するたびに修善が必要になってきますので、その時に使える修善費を補正させ

ていただいたところでございます。

○議 長
1 番 廣畑君

○1 番
そしたら、今年度はまだそういう修善というのはしていないということで、この補正予算の中で出してきたということになるんですか。

○議 長
番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）
今年度につきましても、もう募集したところで直していつているものもありますので、一部は使っております。足らなくなりましたので、今後募集する部分について補正させていただいたところでございます。

○議 長
ほかに質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第113号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

(28) 日程第28 議案第114号 令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長
日程第28 議案第114号 令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第114号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

(29) 日程第29 議案第115号 令和7年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) 議定について

○議 長

日程第29 議案第115号 令和7年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第115号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

(30) 日程第30 議案第116号 令和7年度白浜町介護保険特別会計補正予算 (第3号) 議定について

○議 長

日程第30 議案第116号 令和7年度白浜町介護保険特別会計補正予算 (第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第116号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

(31) 日程第31 議案第117号 令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第31 議案第117号 令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第117号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 11時26分 再開 11時43分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長より、報告を行います。

8番 議会運営委員長 西尾君（登壇）

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

当局より、追加議案2件の提出があり、タブレットに配布しております。追加議案2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

当局から2件の追加議案の提出がありました。追加議案2件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出のありました追加議案2件を追加日程とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件は日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

（32）追加日程第33 議案第118号 白浜町（日置川地域）過疎地域持続的発展計画の策定について

追加日程第34 議案第119号 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第6号）議定について

○議 長

追加日程第33 議案第118号、追加日程第34 議案第119号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第118号 白浜町（日置川地域）過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により提案するものでございます。

議案第119号 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第6号）議定につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に2億3,000万円を追加し、歳入歳出予算総額を160億8,580万円と決めました。

今回の補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施

する生活支援商品券配付事業にかかる経費の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を許可します。

番外 日置川事務所長 東君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

議案第118号 白浜町（日置川地域）過疎地域持続的発展計画の策定について、議案書（P.163～244）に基づき、説明した。

○議 長

番外 総務課長 玉置君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第119号 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第6号）議定について、議案書（P.245～256）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、補足説明が終わりました。

お諮りします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は明日、12月17日水曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 溝口 耕太郎は、11時59分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和7年12月16日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員